

愛知県とエアアジア・ジャパン株式会社との連携・協力に関する包括協定  
(案)

愛知県（以下「甲」という。）とエアアジア・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、相互が連携して、中部国際空港の一層の需要拡大を図るとともに、甲の地域活性化を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携・協力して、中部国際空港の需要拡大に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる甲の発展を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次の事項について、連携し協力するよう努めるものとする。

- (1) 観光振興に関すること
- (2) 食・農林水産業の振興に関すること
- (3) 産業振興に関すること
- (4) 人材の育成に関すること
- (5) その他、本県の地域活性化に資すること

(期間)

第3条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事

大村 秀章 (当日署名)

乙 愛知県常滑市セントレア1-2  
中部国際空港貨物事務棟4階  
エアアジア・ジャパン株式会社  
代表取締役会長

谷本 龍哉 (当日署名)